社会福祉法人　潤青会　　デイサービスセンターまほろば

指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人潤青会が開設するデイサービスセンターまほろば（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　デイサービスセンターまほろば

（２）所在地　　群馬県藤岡市藤岡藤岡１０１９－２

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤兼務）

（２）従業者

生活相談員	２名（常勤専従・常勤兼務）
看護職員	３名（常勤兼務・非常勤兼務）
介護職員	１１名（常勤専従・常勤兼務・非常勤専従）
機能訓練指導員	３名（常勤兼務・非常勤兼務）

（３）事務職員　　１名

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。
ただし、１月１日～１月３日までを除く。

（２）営業時間　　午前８時１５分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供時間　　午前９時００分から午後４時１５分までとする。

（利用定員）

第６条　利用定員は、２５名とする。

（事業の内容）

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

（１）生活指導（相談援助等）

（２）機能訓練（日常動作訓練）

（３）介護サービス

（４）介護方法の指導

（５）健康状態の確認

（６）送迎

（７）給食サービス

（８）入浴サービス

（９）その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第８条　事業を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合の額とする。

デイサービス利用料（7 時間以上 8 時間未満利用時の料金）				
1 日あたりの利用料金 7 時間以上 8 時間未満		自己負担 1 割の方	自己負担 2 割の方	自己負担 3 割の方
要介護 1	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護 2	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 3	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護 4	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護 5	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円
加　　算				
入浴介助加算Ⅰ		40 円／1 日	80 円／1 日	120 円／1 日
入浴介助加算Ⅱ		55 円／1 日	110 円／1 日	165 円／1 日
中重度者ケア体制加算		45 円／1 日	90 円／1 日	135 円／1 日
生活機能向上連携加算Ⅰ		100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 円／1 月	400 円／1 月	600 円／1 月
個別機能訓練加算Ⅰイ		56 円／1 日	112 円／1 日	168 円／1 日
個別機能訓練加算Ⅰロ		76 円／1 日	152 円／1 日	228 円／1 日
個別機能訓練加算Ⅱ		20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
ＡＤＬ維持等加算Ⅰ		30 円／1 月	60 円／1 月	90 円／1 月
ＡＤＬ維持等加算Ⅱ		60 円／1 月	120 円／1 月	180 円／1 月
認知症加算		60 円／1 日	120 円／1 日	180 円／1 日

若年性認知症利用者受入加算	60 円／1 日	120 円／1 日	180 円／1 日
栄養アセスメント加算	50 円／1 月	100 円／1 月	150 円／1 月
栄養改善加算	200 円／1 回	400 円／1 回	600 円／1 回
口腔･栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 円／1 回	40 円／1 回	60 円／1 回
口腔･栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 円／1 回	10 円／1 回	15 円／1 回
口腔機能向上加算Ⅰ	150 円／1 回	300 円／1 回	450 円／1 回
口腔機能向上加算Ⅱ	160 円／1 回	320 円／1 回	480 円／1 回
科学的介護推進体制加算	40 円／1 月	80 円／1 月	120 円／1 月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 円／1 日	44 円／1 日	66 円／1 日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円／1 日	36 円／1 日	54 円／1 日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円／1 日	12 円／1 日	18 円／1 日
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1 月につき　+所定単位数×111／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1 月につき　+所定単位数×120／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1 月につき　+所定単位数×109／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 月につき　+所定単位数×118／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 月につき　+所定単位数×99／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 月につき　+所定単位数×83／1,000		
ご利用時、送迎を利用しない場合は片道につき所定単位より 47 単位を減算。			

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業利用料			
1 月あたりの利用料金	自己負担 1 割の方	自己負担 2 割の方	自己負担 3 割の方
事業対象者・要支援 1	1,798 円	3,596 円	5,394 円
事業対象者・要支援 2	3,621 円	7,242 円	10,863 円
加　　算			
生活機能向上グループ活動加算	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
若年性認知症受入加算	240 円／1 月	480 円／1 月	720 円／1 月
栄養アセスメント加算	50 円／1 月	100 円／1 月	150 円／1 月
栄養改善加算	200 円／1 月	400 円／1 月	600 円／1 月
口腔機能向上加算Ⅰ	150 円／1 月	350 円／1 月	450 円／1 月
口腔機能向上加算Ⅱ	160 円／1 月	320 円／1 月	480 円／1 月
一体的サービス提供加算	480 円／1 月	960 円／1 月	1,440 円／1 月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88 円／1 月	176 円／1 月	264 円／1 月
	176 円／1 月	352 円／1 月	528 円／1 月
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72 円／1 月	144 円／1 月	216 円／1 月
	144 円／1 月	288 円／1 月	432 円／1 月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	24 円／1 月	48 円／1 月	72 円／1 月
	48 円／1 月	96 円／1 月	144 円／1 月
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円／1 月	400 円／1 月	600 円／1 月

口腔･栄養スクリーニング加算Ⅰ	20円／1月	40円／1月	60円／1月
口腔･栄養スクリーニング加算Ⅱ	5円／1月	10円／1月	15円／1月
科学的介護推進体制加算	40円／1月	80円／1月	120円／1月
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1月につき　+所定単位数×111／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1月につき　+所定単位数×120／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1月につき　+所定単位数×109／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1月につき　+所定単位数×118／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき　+所定単位数×99／1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき　+所定単位数×83／1,000		
昼食代（おやつ代含）			
６７０円／１日			

2　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は次の額とする。

（1）通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね１０㎞未満２００円

（2）通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね１０㎞以上２０㎞未満４００円

（3）通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね２０㎞以上の場合は１０㎞毎に２００円

3　事業に通常要する時間を越える事業であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

4　おむつ代

種　　類	1枚あたりの価格	1袋あたりの価格
テープ止め　M	１１０円	３，３００円
テープ止め　L	１２５円	３，２５０円
リハビリパンツ　M	９０円	１，８００円
リハビリパンツ　L	１００円	１，８００円
パット　小	２７円	８１０円
なんでもパット	３０円	１，０８０円
ウルトラパット	５０円	１，５００円

5　前各号に掲げるもののほか、事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させるものが適当と認められる費用。

6　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いを同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第９条　通常の送迎の実施地域は、藤岡市（旧鬼石町は浄法寺地区まで）、高崎市（除く旧倉渕村、旧箕郷町、旧群馬町、旧榛名町）とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用者にあたっての留意事項）

第１１条　利用者は、当該事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（２）事業所の設備、備品等に損傷損害など与えないこと。

（３）各部屋での使用上の注意事項等に協力すること。

（４）第１３条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対処方法）

第１２条　従業者は、事業の実施中に、利用者病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医等に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１３条　従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

２　管理者は防火管理者を選任する

３　防火管理者は、定期的に消防設備、救急用設備等を点検するものとする。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年４月及び１０月に非難及び救出その他必要な訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理等）

第１５条　事業所は、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

２　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１７条　事業所は、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１９条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第２０条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて

利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（研修の機会の確保）

第２１条　事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

（1）採用時研修　採用後３か月以内

（2）継続研修　　年１回

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

2　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

付　則

1　この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。

2　この規程は、一部改定し、平成１７年１１月　７日から施行する。

3　この規程は、一部改定し、平成１８年　９月　１日から施行する。

4　この規程は、一部改定し、平成１９年　２月　１日から施行する。

5　この規程は、一部改定し、平成２１年　４月　１日から施行する。

6　この規程は、一部改定し、平成２４年　４月　１日から施行する。

7　この規程は、一部変更し、平成２４年　８月　１日から施行する。

8　この規程は、一部変更し、平成２５年　４月　１日から施行する。

9　この規程は、一部変更し、平成２６年　４月　１日から施行する。

１０　この規程は、一部変更し、平成２７年　４月　１日から施行する。

１１　この規程は、一部改定し、平成２７年　７月　１日から施行する。

１２　この規程は、一部改定し、平成２７年　８月　１日から施行する。

１３　この規程は、一部改定し、平成２８年　４月　１日から施行する。

１４　この規程は、一部改定し、平成２９年　４月　１日から施行する。

１５　この規程は、一部改定し、平成３０年　４月　１日から施行する。

１６　この規程は、一部改定し、平成３０年　９月　１日から施行する。
１７　この規程は、一部改定し、令和　元年１０月　１日から施行する。
１８　この規程は、一部改定し、令和　３年　４月　１日から施行する。
１９　この規程は、一部改定し、令和　４年１０月　１日から施行する。
２０　この規程は、一部改定し、令和　５年　４月　１日から施行する。
２１　この規程は、一部改定し、令和　５年　６月　１日から施行する。
２２　この規程は、一部改定し、令和　５年　９月　１日から施行する。
２３　この規程は、一部改定し、令和　６年　２月　１日から施行する。
２４　この規程は、一部改定し、令和　６年　４月　１日から施行する。
２５　この規程は、一部改定し、令和　６年　６月　１日から施行する。
２６　この規程は、一部改定し、令和　７年　５月　１日から施行する。
２７　この規程は、一部改定し、令和　８年　６月　１日から施行する。